



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月9日金曜日 第608号

◇ 目 次 ◇ 告 示

○ 道路の区域変更（一般国道 441 号）……………（南予地方局管理課）… 385

公 告

○ 毒物劇物取扱者試験の実施……………（業務衛生課）… 385

労働委員会告示

○ 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（2件）……………（労働委員会事務局）… 385

告 示

○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿749番地先から 同大字1182番2地先まで	旧	メートル 3.7～ 7.4	キロメートル 1.493	
		北宇和郡鬼北町大字大宿749番から 同大字1182番2まで	新	3.7～ 7.4 及び	1.493 及び	
		北宇和郡鬼北町大字大宿817番1から 同大字1182番2まで		5.8～41.1	1.468	

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和7年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和7年5月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和7年8月20日（水）13時30分
- 試験の場所
愛媛県県民文化会館（愛媛県松山市道後町2丁目5－1）
- 受験願書の提出期間
令和7年6月9日（月）から20日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県内居住者については住所を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和7年4月25日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（令和6年5月愛媛県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和7年5月9日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	病院事業経営企画監、局長、課長、技幹、課長補佐、主幹、副主幹（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、専門幹（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、専門員（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務

	を担当する者に限る。）、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事（人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。）、同財務グループ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事（予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）
管 理 事 務 所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県 立 病 院	院長、事務局長、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。）、総務課長、看護部長

○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和7年4月25日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（令和6年5月愛媛県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和7年5月9日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、副部長、課長、専任課長、専門官、主幹、企業総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。）
水道管路管理センター	センター長、簡易水道担当課長、専任課長、主幹
浄水管理センター	センター長、専任課長、主幹
中島水道管理室	室長、主幹
別 館	副部長、課長、専任課長、主幹
下水浄化センター	センター長、専任課長、下水道施設マネジメント担当課長、主幹